

1月15日以降の学校運営について

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に、関西3府県（兵庫・大阪・京都）が追加されました。本校では、文科省・文化庁・スポーツ庁の通知「緊急事態宣言を踏まえた小中高における感染症への対応に関する留意事項について」（1月8日）を踏まえ、今後の学校運営について下記の通りとします。基本的にはこれまでの感染症対策を改めて確認の上、さらに徹底することになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、今後も状況の変化や、政府、県からの指示・要請によって判断し、学校運営を決定しますのでご承知おきください。

記

1. 中学入試休業の期間（1月15日～20日）

- ・中学入試休業の日程は予定通りです。休業中は、不要不急の外出を控えてください。

2. 課題考査の日（1月21日）

- ・感染症対策を徹底した上で、当初予定の時間割通り実施します。
- ・対面での食事を禁止します。また、食堂を利用する生徒以外は、教室の自席で食事をしてください。
- ・部活動はなし、最終下校時刻を17:00とします。

3. 22日以降の緊急事態宣言期間（1月22日～2月7日）

- ・時差登校（9:20始業）を実施します。それに伴い、短縮授業（45分）とします。

正門での混雑を避けるため、入校開始時刻を制限しません。7:30以降は、到着後すぐに校内に入れます。

朝礼	1限	2限	3限	4限	昼休み	5限	6限	7限
9:20～	9:30～	10:25～	11:20～	12:15～	13:00～	13:40～	14:35～	15:30～

授業終了後に分担清掃（トイレ清掃を除く）／最終下校時刻 月～金 17:00 土 16:30／日曜日は登校禁止

- ・感染症対策（文科省の「衛生管理マニュアル」および通知、本校「基本方針」、各教科授業対策など）に留意しながら教育活動を行います。なお、講堂朝礼など全校生が講堂に集合する集会、全校生の一斉清掃は行いません。教科ごとの対策は別途お知らせします。
- ・対面での食事を禁止します。また、食堂を利用する生徒以外は、教室の自席で食事をしてください。
- ・部活動は、校内において、平日は3日まで、土曜日に活動するときは2時間程度（いずれも延刻なし）とします。また、朝礼開始までの時間帯および日曜日は活動禁止とします。校外での活動や対外試合は、中体連や高体連などの公的な機関が管理運営をする公式戦やコンテストなどを除き、禁止とします。活動については、基本的な感染症対策に加え、各部の特性に応じた対策を講じて行いますが、詳細については各部顧問よりお知らせします。

4. 諸注意

(1) 登校するにあたっては、次の注意を厳守してください。

- ・発熱等風邪の症状がある場合は登校しないでください。発熱等風邪の症状がある場合の欠席は、学校保健安全法（第19条）に基づく出席停止の措置をとります。（本校ホームページ【保健室より】【欠席期間報告書】を参照）
- ・登校前に必ず検温と健康チェック（発熱等風邪等の症状の確認）をしてください。
- ・遅刻して登校した場合、必ず職員室で「遅刻カード」（健康観察を含む）に記入の上、教室へ行ってください。

(2) ひとりひとりが周囲に配慮しながら、「新しい生活様式」の実践に努めましょう。

- ・校内では通常マスクを着用し、登校後、授業・各活動・食事の前後など、こまめに手洗いあるいはアルコール消毒をしてください。
- ・登下校中の道路、交通機関内、校内においては、周りの人との距離を保ち、接触しないようにしてください。また、大きな声など飛沫を飛ばすような会話をつつしんでください。近距離で人とすれ違う場合には、マスクやハンカチなどで口元を覆うなどの配慮をしてください。
- ・駅での待ち合わせなど、駅およびその周辺で「密」の状態をつくらないでください。